

入 札 説 明 書

令和 3 年札幌市告示第 5112 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 3 年 8 月 23 日

2 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区南 3 条西 11 丁目

札幌市中央区市民部総務企画課庶務係 電話 (011) 205-3205

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

中央区第 49 回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から選挙期日の 10 日後まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「製造業」、中分類「その他製造業」、小分類「看板・標識」に登録されている者であること。

(3) 札幌市内に本店又は支店等を有する者であること。

(4) この入札の告示日を起点とした過去 7 年以内において、本市又はその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務（※）を請け負った実績があること。

※ポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務について

枠組みの製作を含めポスター掲示場の設置及び撤去を行う業務のことをいう。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 契約条項等の交付方法

上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r3/20210823/index.html>

(3) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限

令和3年8月30日（月）17時15分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

上記2に同じ。

(4) 入札書の提出方法

持参又は送付による。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

(5) 提出にあたっての留意事項

ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年8月31日11時00分開札〔中央区第49回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、前項に示す方法により内封筒を作成したうえで、外封に「令和3年8月31日11時00分開札〔中央区第49回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者は、入札書の提出に併せて、上記4(4)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類として、契約書の写し又はそれに代わる書類を提出すること。

(6) 代理人による入札

ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に委任状（別紙2）を提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 本調達に係る質問及び回答

本説明書及び仕様等に関し質問がある場合は、次のとおり質問書（別紙3）を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年8月25日（水）17時15分（送付の場合は必着のこと。）

(2) 提出方法

持参、送付又は電子メールにより提出すること。なお、ファクシミリによる提出は認めない。

(3) 提出先

ア 持参又は送付の場合

上記2に同じ。

イ 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メール件名に「中央区第 49 回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務の質問」と記載すること。

メールアドレス：ch.shomu@city.sapporo.jp

(4) 質問に対する回答

令和 3 年 8 月 27 日までの間に適宜上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、上記 5 (2)に掲げる URL のホームページに掲載する。

7 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 3 年 8 月 31 日（火）11 時 00 分

イ 場所

札幌市中央区役所 2 階 2-B 会議室

(2) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事業があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

(3) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 開札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじ

を直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 入札者に要求される事項

入札者は、上記 5 (5) エに基づき提出した書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙 4）を提出しなければならない。

8 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約条項

別紙 5 のとおり

(5) 最低制限価格の設定

無し。

(6) 異議の申し出

入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。